

厚木市市税条例の一部改正の骨子 ～固定資産税（償却資産）の特例措置～

1 条例改正の趣旨

地方税法に規定する固定資産税の特例措置の一部に、法律の定める範囲内で地方自治体が地域の実情に応じ特例割合を条例で定めることができる仕組み「地域決定型地方税制特例措置（通称：わがまち特例）」が、平成 24 年度税制改正により導入されています。

今般、令和 4 年度地方税法の一部改正に伴い、わがまち特例の対象資産の一つである下水道除害施設について、次のとおり改正されましたので、厚木市市税条例の一部を改正します。

2 政策目的

下水道除害施設については、公共用水域の水質保全と下水道の配管保護のため、下水道の排水区域内において下水道使用者が設置するものですが、除害施設の設置等により対策を講じることは、下水道法に基づく下水道条例上の義務であり、事業者の責任において当然すべきものです。

一方で、新たに下水道の排水区域となった区域の既存事業者は、新たに除害施設を設置する想定外の負担が生じるため、固定資産税を軽減し公害防止の取組を促進する必要があります。

3 改正内容（特例措置）

下水道除害施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置（地方税法附則第 15 条第 2 項第 5 号）について、次のとおり見直しを行います。

1 特例の対象者

令和 4 年 4 月 1 日以後に供用が開始された公共下水道の排水区域内の工場等において当該供用が開始された日前から引き続き事業を行う者に限る。

2 特例割合の縮減

条例で定める課税標準の特例割合について、次のとおり改訂。

旧：3/4 を参酌して 2/3 以上 5/6 以下の範囲内

ただし、大臣配分資産又は知事配分資産については、全国一律 3/4

新：4/5 を参酌して 7/10 以上 9/10 以下の範囲内

ただし、大臣配分資産又は知事配分資産については、全国一律 4/5

《特例割合（案）：4/5 に改正予定》

※大臣配分資産とは、関係市町村が 2 以上の道府県にまたがって使用又は所在する償却資産。知事配分資産とは、2 以上の市町村にまたがって使用又は所在する償却資産。

例) 鉄軌道、ガス、電気事業、電気通信など

3 特例の対象となる除害施設

令和 4 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの間に取得された除害施設

4 施行時期

公布の日（令和4年12月議会へ提案予定）

5 県内各市の下水道除害施設の特例割合

都市名	旧特例割合	新改正割合
横浜市	3/4	—
川崎市	3/4	4/5
横須賀市	3/4	—
逗子市	3/4	4/5
秦野市	3/4	—
伊勢原市	3/4	4/5
海老名市	3/4	4/5
座間市	3/4	4/5
南足柄市	3/4	4/5